

法人無申告者調査通知後特急申告プラン

無申告売上金額	経費0円とした法人所得	法人税及び地方法人税本税	法人事業税	法人道府県民税	法人市町村民税	合計/年	左記×25% =報酬限度額/年		消費税 10%	左記×25% =報酬限度額/年	報酬限度額 合計(法人+消費)/年	最終見積報酬金額/年	注意1	注意2
1,000,000	1,000,000	165,400	47,900	21,500	59,000	293,800	73,450					経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む
2,000,000	2,000,000	330,900	95,900	23,000	68,000	517,800	129,450					経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む
3,000,000	3,000,000	496,300	143,800	24,500	77,000	741,600	185,400					経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む
4,000,000	4,000,000	661,800	191,800	26,000	86,000	965,600	241,400					経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む
5,000,000	5,000,000	827,200	264,400	27,500	95,000	1,214,100	303,525					経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む
6,000,000	6,000,000	992,700	337,000	29,000	104,000	1,462,700	365,675					経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む
7,000,000	7,000,000	1,158,100	409,600	30,500	113,000	1,711,200	427,800					経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む
8,000,000	8,000,000	1,323,600	482,200	32,000	122,000	1,959,800	489,950					経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む
9,000,000	9,000,000	1,579,400	578,100	34,300	135,900	2,327,700	581,925					経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む
10,000,000	10,000,000	1,835,300	674,000	36,600	149,800	2,695,700	673,925	1,000,000	250,000	923,925	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む	
11,000,000	11,000,000	2,091,200	769,900	38,900	163,700	3,063,700	765,925	1,100,000	275,000	1,040,925	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む	
12,000,000	12,000,000	2,347,100	865,800	41,200	177,600	3,431,700	857,925	1,200,000	300,000	1,157,925	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む	
13,000,000	13,000,000	2,603,000	961,700	43,600	191,600	3,799,900	949,975	1,300,000	325,000	1,274,975	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む	
14,000,000	14,000,000	2,858,900	1,057,600	45,900	205,500	4,167,900	1,041,975	1,400,000	350,000	1,391,975	経費集計手間報酬調整後	5年分or7年分	役員報酬確定申告作業含む	

報酬根拠の解説

- ・ 税務調査の加算税より税理士報酬の方が高額になるのではないかという疑問に基づき、弊所が独自に設定した算式です。
- ・ したがって弊所に依頼することによる「金額的メリット」を必ず保証するわけではありません。
- ・ 無申告者が税理士に依頼せずそのまま税務調査を受け、無申告売上高を実額で指摘され、経費を主張できずに経費0円だった、と仮定した場合の本税を算出します。
- ・ 無申告者が税理士に依頼し、調査日までに事前に修正申告を提出、その際、経費を売上の50%計上できた、と仮定する。
- ・ その場合に、本税を50%減額できたと仮定し、その半額を税理士報酬限度額として算出しています。
- ・ つまり無申告者が税理士に依頼せずそのまま税務調査を受け、無申告売上高を実額で指摘され、経費を主張できずに経費0円だった、と仮定した場合の本税の25%を税理士報酬限度額として算出しています。
- ・ さらに、経費計上手間報酬調整があります。
- ・ 無申告法人の役員報酬計上に伴う所得税関係業務も含まれる点はメリットです。
- ・ 令和5年（2023年）10月決算月分（10月決算の申告期限である令和5年12月31日が日曜日であることから法定申告期限が令和6年1月1日となるため）から、売上帳簿無し無申告者の加重措置が適用されます。また、令和5年（2023年）1月1日以後開始する事業年度について後出し簿外経費不可が適用されます。したがって、税務調査開始までに事前に修正申告を行い無申告を解消するメリットが増加しています。